

平成25年第4回横手市議会9月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年8月26日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第11 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第12 報告第 36号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第13 報告第 37号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第14 報告第 38号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第15 報告第 39号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第16 報告第 40号 平成24年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について
- 第17 議案第 99号 横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例
- 第18 議案第100号 横手市子ども・子育て会議設置条例
- 第19 議案第101号 横手市増田町地域センター設置条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第102号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第103号 横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する等の条例
- 第22 議案第104号 横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第105号 横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第106号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第107号 横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 第26 議案第108号 横手市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第109号 工事請負契約の締結について（雄物川小学校建設工事）
- 第28 議案第110号 工事請負契約の締結について（雄物川小学校電気設備工事）
- 第29 議案第111号 工事請負契約の締結について（雄物川小学校機械設備工事）
- 第30 議案第112号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第31 議案第113号 財産の取得について（天下森スキー場圧雪車）
- 第32 議案第114号 財産の取得について（平鹿中学校及び雄物川北小学校スクールバス）
- 第33 議案第115号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム憩寿園）
- 第34 議案第116号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム雄水苑）
- 第35 議案第117号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム鶴寿苑）
- 第36 議案第118号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷）
- 第37 議案第119号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホームすこやか大雄）
- 第38 議案第120号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム平寿苑）
- 第39 議案第121号 財産の無償譲渡について（デイサービスセンター康寿館）
- 第40 議案第122号 財産の無償譲渡について（デイサービスセンターふるさと館）
- 第41 議案第123号 財産の無償譲渡について（デイサービスセンター雄風荘）
- 第42 議案第124号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第4号）
- 第43 議案第125号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第44 議案第126号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 第45 議案第127号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第46 議案第128号 平成25年度横手市館合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第47 議案第129号 平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（28名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	13番	小 沢 秀 宏

14番	堀田賢逸	15番	佐藤徳雄
16番	佐々木誠	17番	菅原恵悦
18番	齋藤光司	20番	佐藤清春
21番	佐藤忠久	22番	寿松木孝
23番	播磨博一	24番	佐々木喜一
25番	佐藤功	26番	塩田勉
27番	奥山豊	28番	阿部正夫
29番	高橋勝義	30番	田中敏雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐忠悦	副市長	鈴木信好
副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財務部長	石山清和
市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐藤稔	消防長	伊藤弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏
総務企画部 総務課長	佐藤亮	総務企画部 経営企画課長	渡部幸伸
財務部財政課長	三浦淳	横手地域局長	武田浩一
増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	高橋嘉
雄物川地域局長	杉山哲	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	照井礼司
大雄地域局長	小松田文夫		

事務局職員出席者

事務局 長 高橋 実

総務担当主査 佐藤 和志

議事調査担当主任 藤井 健一

主 幹 村上 伸夫

議事調査担当主査 長瀬 肇

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第4回横手市議会9月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番高橋聖悟議員、4番土田百合子議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの26日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は26日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から請願陳情の処理の経過及び結果の報告書及び法人等の経営状況報告書、教育委員会から教育に関する事務の点検・評価報告書、監査委員から定期監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

去る8月12日、高橋大君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたから報告いたします。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○佐藤清春 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 所信説明をする冒頭の時間をおかりいたしまして、議員の皆様並びに市民の皆様に対しまして、ご報告とおわびを申し上げたいと思っております。

既に新聞などで報道されておりますとおり、7月29日付で工事請負契約を締結いたしました平成25年度碓大橋補修工事につきまして、契約締結後に設計書の積算に間違いがあることが判明したため、8月

12日付で契約を締結した相手方へ契約の解除をさせていただいたところであります。契約を締結した業者並びに入札に参加された業者の皆様、そして議員の皆様を初め市民の皆様には市の事務執行に対する信頼を著しく失墜させることとなり、この場をおかりして深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今後は、現行のチェック項目をさらに検討し、同様の誤りを繰り返さないようチェック体制の強化を図りながら、市民の皆様のご期待に応え続ける市役所を着実に構築することで、皆様との信頼関係の回復に全力で努めてまいります。

なお、今後の対応について、現在、相手側と話し合いの場を設けているところであり、必要な場合には、今議会の会期中に追加で議案と補正予算案の提案を考えておるところであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成25年9月定例会における私の所信説明をいたしたいと思ひます。

平成25年9月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を願ひ申し上げます。

初めに、全国各地で猛烈な雨による災害が発生する中、当市の西部地区においても7月下旬、1時間当たり100ミリという記録的な豪雨に見舞われました。これによる大きな被害はなかったものの、ここ数年続いている極端な異常気象に対しては、いかに事前に危険を察知し、避難するかが重要であると改めて感じたところであります。

次に、農作物の状況であります。夏の主力であるスイカについては、7月に入ってから続いた雨の影響により、糖度が若干低いことに加えて出荷がおくれぎみでしたが、消費地での市況は堅調とのことで一安心しているところであります。

また、枝豆については、天候の影響で収量が少なく、心配しておりましたが、ここに来てようやく収量が増えてまいりました。しかし、長雨による病気発生の情報もありますので、今後の推移を注視してまいります。

さて、安倍内閣の経済政策が始まり、最初の国政選挙となったさきの参議院議員通常選挙の結果、ねじれ国会は解消されました。今後継続されるアベノミクスであります。経済界からは大いに歓迎されている一方で、地方経済や中小企業の業績の回復にはまだまだ遠い状況にあります。当市においても、雇用、経済の実態は依然として厳しい状況にあり、今後の経済波及効果に大いに期待するとともに、市としましても、地域が元気になる施策を鋭意進めてまいります。

2つ目のこの4年間を振り返ってであります。

本年10月には、新市誕生から、早いもので9年目を迎えることとなりました。私にとりましても、2期目の任期を残すところ2カ月となります。これまで市政を運営することができましたのも、議員の皆様を初め市民の皆様のご格別なるご支援、ご協力によるものと心から感謝を申し上げます。

この間、私の掲げる5つのまちづくりの政策を柱に、10の公約とその具体的な施策について重点的に取り組んでまいりました。改めて振り返ってみますと、地域主体の活動の支援として、2億円の地域枠予算による元気の出る地域づくり事業の実施や女性座談会、地域づくり講演会を開催するなど、地域づくり活動を支援してまいりました。また、行政の機能強化のため、本庁部門の集約や地域局の相談業務の充実を図ったほか、老朽化が進む地域局庁舎の建設として、多目的に利用できる山内地域局庁舎の本体工事に取っかかるところであります。

次に、横手市自治基本条例の制定であります。幸せな地域社会の実現を目指し、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、さきの6月議会定例会に提案し可決していただきました。まちづくりの主体は市民であることを基本理念に、市民の代表者である議員の皆様とともに、市民福祉の増進に向け市政を進めてまいります。

活力ある農業の振興については、「食と農からのまちづくり」をベースに、付加価値の高い農産品づくりの推進や、農産品のブランド化と販売戦略の強化として特産品の開発支援などを推進してまいりました。

また、健康福祉の向上と安全・安心なまちづくりを推進するため、小・中規模健康の駅の配置を拡充し、健康づくりと介護予防活動を強化したほか、災害時における迅速な対応のため、防災ラジオを活用した情報伝達の体制を確立しております。

私に与えられたこの2期目においては、国の政権交代や東日本大震災、3年連続の豪雪など激動の4年間でありましたが、状況が大きく変化する中、課題解決に向けて精力的に取り組んだところであります。市民の皆様が元気に生活できるよう皆様と手を携えながら、任期いっぱい市政の運営に努めてまいります。

3つ目の新たな施策等への取り組みについてであります。

(1) 横手デマンド交通についてであります。

現在、第2期実証実験を行っている横手デマンド交通であります。ことし10月から国の補助事業を活用した本格運行に移行する予定であり、また、これにあわせて新たに市街地を回る循環バスを導入することとしております。この循環バスは、公共施設、病院、商業施設など市民ニーズの高い施設を循環しながら運行する予定であり、これまで市街地での移動が不便であった方も気軽に利用できるバスとなっております。

また、デマンド交通とこの循環バスを連結することにより、目的地へのスムーズな移動が可能となり、これまでより利便性の高い公共交通が実現するものと考えております。本格運行後も市民、利用者のご意見、ご要望を参考に検証を重ねながら、将来にわたり持続可能な公共交通システムとなるよう努めてまいります。

(2) のよこて食・農・観deまちづくりプロジェクトについてであります。

秋田県市町村未来づくり協働プログラムの提案事業として取り組んでおります「食・農・観deまち

づくりプロジェクト」につきましては、8月1日付で県に対し素案を提出したところであります。これを受け、県では8月9日に農林水産部農業経済課や企画振興部地域活力創造課など5課に加え、当市の産業経済部農業政策課や総務企画部食・農・観d eまちづくり室など8つの課、室などにより構成するプロジェクトチームを立ち上げ、協働での事業内容の検討に着手しております。

プロジェクトチームで合意した案を、知事を本部長とする秋田未来づくり本部に対し、私が直接プレゼンテーションを行い、知事と私が最終的に協議し、確認することとなっております。その後、関連予算につきましては、県と市がそれぞれの12月議会定例会への提案を目指すこととしております。

次に、雄川荘、えがおの丘を含む食・農・観d e未来づくりエリア運営会社の設立については、市のほかJA秋田ふるさと、よこて市商工会、横手商工会議所、北都銀行、秋田銀行で構成する食・農・観d e未来づくりエリア運営会社設立協議会を立ち上げ、会社の形態や出資のあり方、業務内容等の検討を行うこととしており、来年秋には運営会社を設立したいと考えております。

なお、未来づくりエリアのハード整備は、来年9月以降に実施する雄川荘の浴室等の改修工事からスタートする予定であります。

(3)のクリーンプラザよこて整備及び運営事業についてであります。

平成28年4月に稼働予定のクリーンプラザよこて施設整備につきましては、去る7月31日に建設工事の安全祈願祭がとり行われ、現在は用地造成工事を進めております。着工に先立ち、建設地である栄地区の皆様へ安全・安心な工事を確約するため、さかえ市民会議、施工業者及び市の3者で工事協定を締結したところであります。また、建設用地周辺では搬入路の整備も同時に進めており、特に現場付近を通行する方々への安全対策などに万全を期してまいります。

今後は、プラント等の実施設計を12月中に終え、来年3月下旬には本体工事に着手する予定であります。

次に、新たなゴミ分別区分への移行に向けた取り組みにつきましては、現在も環境美化団体や収集運搬業者などの関係者と協議を進めており、試行案によるモデル収集を横手地域の一部で先行して行うため、今議会に所要額の補正予算を計上しております。

(4)の子ども・子育て会議の設置についてであります。

地域における子育て支援と幼児期の学校教育、保育を総合的に推進する子ども・子育て支援関連3法が成立し、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。このことから、子育て家庭へのニーズ調査を行うとともに、この計画に幅広く意見を反映させるための合議機関として、横手市子ども・子育て会議を設置する条例案を今議会に提案しております。

また、計画策定後には、同会議において施策の実施状況等を調査審議し、子ども・子育て支援事業計画を推進してまいります。

(5)の雄物川地域の保育所民営化についてであります。

平成22年3月に策定した横手市保育所整備計画に基づき、平成28年4月1日の開所を目指している雄

物川地域の里見、福地及び大沢保育所を統合した新たな保育所について、現在、保育施設を建設、運営する社会福祉法人の選定準備を進めているところであります。10月には市内で保育所を運営している社会福祉法人を対象に公募し、選定委員会での審査を経た上で、年内には運営法人を決定することにしております。引き続き、保育所を利用する子どもたち、そして保護者の皆様が民営化に不安を抱くことのないよう努めてまいります。

(6) の老人福祉施設の無償譲渡についてであります。

指定管理者制度を導入している特別養護老人ホーム6施設とデイサービスセンター3施設の無償譲渡について、7月初旬に譲渡法人を公募したところ、市内の4法人から応募があり、7月19日には税理士や福祉施設関係者、被保険者である市民など7人で構成する選定委員会を開催いたしました。施設の運営や資金計画、利用者への対応、職員の雇用、サービスの提供などについて審査した結果、現在の指定管理者となっている3法人が無償譲渡の候補に選定され、これを受けて9つの老人福祉施設の無償譲渡法人を決定したところであります。今議会に、老人福祉施設の無償譲渡に係る横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例などの関係条例のほか、財産の無償譲渡について提案しております。

(7) の秋田デスティネーションキャンペーンに向けた取り組みについてであります。

JRグループ6社によるデスティネーションキャンペーンが、来る10月から12月の3カ月間、秋田県内で開催されます。これに伴い、当市では10月12日から14日までの3日間、秋田駅と横手駅間で運行されるSL秋田こまち号にあわせ、SL発着セレモニー、麵カーニバル、ステージイベントなどを横手駅西口祭りやよこてイースト祭りと連携して開催し、SLファンなど県内外からの誘客を図ってまいります。

また、発酵文化の町をPRするため、麹菌などの菌をテーマにした人気漫画「もやしもん」を活用し、奥羽南線を走行する車両と横手駅舎をもやしもんキャラクターで装飾するほか、観光客の周遊を促し、滞在時間の拡充を図るため、りんごのもぎ取りなどの体験メニューを組み合わせたタクシー周遊プランや秋田ふるさと村と増田地域を結ぶシャトルバスを運行いたします。

これに先立ち、観光事業者はもとより、市民が一体となっておもてなしの心で観光客を迎えることにより、「来てよかった、また来てみたい横手市」を印象づけるため、観光関連事業者に対するおもてなし講習会を開催するほか、小学生向けのリーフレットを作成、配付し、子どもを通じて家庭への普及を図ってまいります。

加えて、食の面からも当市のイメージアップを図るため、宿泊施設を対象に、5つ星お米マイスターによるおいしい御飯の炊き方講習会を開催するなど、「おいしい横手の朝ごはん運動」を展開してまいります。

4番目の平成25年度事業等の進捗状況についてであります。

(1) 伝統的建造物群保存地区についてであります。

増田の町並みにつきましては、7月1日に横手市増田伝統的建造物群保存地区として保存制度の運用

を開始しており、8月中には国への重要伝統的建造物群保存地区選定の申し出が完了する予定です。運用開始からこれまでの状況については、建物等を増改築または撤去する場合、ほとんどの事案で許可が必要になることから、多くの相談を受けているところであり、地域住民の皆様の関心の高さを実感しているところでもあります。

ただし、そういった相談の中には、制度そのものの理解がまだまだ十分でない事案もあることから、これまで行ってきた説明会などの持ち方について検証した上で、再度細部にわたって説明会などを実施していく必要があると判断し、現在その準備を進めているところです。

今後も、地域住民の生活環境の整備を最優先しながら、建造物等の保存に努め、市民の皆様とともに将来へつなげる活用方法について一緒に考えてまいります。

また、横手市増田伝統的建造物群保存地区の活用につきましては、住民の皆様と意見交換を行いながらお客様の受け入れ態勢の整備を図るとともに、各種メディアを通じ、全国に情報を発信してまいります。

(2)の国民文化祭についてであります。

来年10月から11月に秋田県を会場に開催される国民文化祭につきましては、7月11日に国の実行委員会で秋田県実行委員会が策定した実施計画案が承認されております。これを受け、県では、各都道府県を通じて県外出演団体を募集するなど具体的な手続を進めており、当市においても、県内出演団体の募集などを行っております。また、市と芸術文化団体が一緒になって盛り上げを行う横手市応援事業も好評を得ており、多くの申し込みをいただいているところでもあります。

ことし行うプレイベントにつきましては、横手市実行委員会が主催するものとして、当市出身のファゴット奏者である富永芳憲氏によるレクチャーコンサートを9月15日に、また、10月26日と27日には横手市国民文化祭ステージ部門前年祭の開催を予定しております。特に、ステージ部門前年祭については、例年行っている市民ステージ祭に加え、来年当市で開催する民謡・民舞や太鼓、ダンスの各部門について県内から出演団体を募集し、本番に向けたリハーサルを兼ねて開催します。

次に、広報・PR活動については、市報への連載や横手かまくらFMでのPR番組の放送、首都圏で横手焼きそばを販売している車へのタペストリーの掲示など、さまざまな方法でPR活動に取り組んでおります。

今後も、機会を捉えて各種イベントで国民文化祭の周知を行うなど、市内外へなお一層のPRに努めてまいります。

(3)の平成24年度決算の状況についてであります。

企業会計を除く平成24年度の歳入歳出決算につきましては、一般会計歳入歳出決算では、18億9,126万9,000円の黒字決算となりました。また、実質収支では15億6,213万1,000円の黒字決算となっております。特別会計におきましては、国民健康保険特別会計など21の特別会計でいずれも黒字決算となっております。一般会計、特別会計の全22会計を合計した歳入歳出の差引額では、31億7,830万5,000円の黒

字決算となっております。

(4)の普通交付税についてであります。

平成25年度の普通交付税が決定され、臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税額は223億2,617万円で、昨年度の交付決定額と比較し2億3,138万7,000円の減額となっております。このうち、普通交付税については203億5,281万2,000円で、前年度比1億9,570万8,000円の減額、臨時財政対策債の発行可能額については19億7,335万8,000円で、前年度比3,567万9,000円の減額となっております。

今回の減額は、国による職員給与削減を見込んだ地方交付税総額の削減という抑制基調のもとで、市民税の増収により基準財政収入額が増額になったことが影響したものであります。

なお、今回の算定額は、旧8市町村がそのまま存続した場合における普通交付税を合算する合併算定替えによるものですが、これを本来の1本算定にした場合と比較しますと、臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税で約49億7,000万円が加算されております。

この普通交付税の合併算定替え特例は、合併年度とその後の10年度間措置されるもので、本市を含む県内合併市町は、2年から3年後には特例が終了し、以降、普通交付税額が段階的に縮小していきます。このことに関して、合併後、行政の効率化と歳出削減を進めてまいりましたが、住民サービスのため削減できない経費があること、合併しなかった市町村でも現行の交付税は必要な行政経費を的確に反映していないことなどから、交付税算定の見直しを求める意見が出されております。

これらを受け、県と県内全25市町村は、共同でことし3月に算定方法に関する研究会を立ち上げて検討しており、9月をめどに具体的な算定方法の見直しを求める意見書を総務省へ提出する予定であります。

(5)の雇用対策についてであります。

ハローワーク横手管内の6月末現在の有効求人倍率は0.58倍となり、前年同月比では0.09ポイント上回りました。この数値は全県平均より0.04ポイント下回っているものの、長期的に見ると回復傾向にあります。

去る6月12日には、横手商工会議所、よこて市商工会、そして市内の主要企業2社に対し、ハローワーク横手、県平鹿地域振興局、横手地区高校校長会と合同で新卒者についての積極的な求人確保を要請いたしました。

また、8月8日には市内ホテルにおいて、市雇用創出協議会等の主催により、一般求職者及び大学卒業予定者を対象とした就職面接会が実施され、求人企業28社、求職相談者45人が参加しております。

今後も、雇用奨励金を給付する安定雇用、人材育成促進事業などの利用促進に努め、1人でも多くの市民の雇用に結びつくよう、ハローワーク横手など関係機関と連携し、取り組んでまいります。

(6)の企業振興支援策の拡充についてであります。

本市では、企業振興条例に基づき、設備投資を2,000万円以上、かつ業種別に一定数以上の新たな正規雇用を行った企業を支援対象として指定し、固定資産税の減免や用地取得助成金、緑化推進奨励金及

び雪対策奨励金の交付を行ってきたところであります。

企業進出においては、明るい兆しが出始めている中、企業立地をさらに進めていくため、このたび環境対策に係る施設整備費についても補助対象とすることにいたしました。工場等の立地に際しては、工場立地法により敷地面積に応じて必要となる緑地を含む環境施設の整備が定められており、また、現在では太陽光発電施設などもその対象として認められております。

支援制度拡充の具体的な内容といたしましては、これまで植栽の整備のみを補助対象としていた「緑化推進奨励金」を「環境設備推進奨励金」に改め、地域の事情に応じて広く対応しようとするもので、企業からもこうした拡充を望む声が上げられていたものであります。なお、補助率は30%、補助額上限は500万円で、従前どおりとしております。これにより、企業と近隣住民等との良好な関係構築に資するとともに、新たな企業立地に結びつけたいと考えております。

(7)の農業振興についてであります。

各地域に設置されていた水稲防除協議会を発展的に解散し、新たに一本化した「横手市水稲防除協議会」が6月4日に設立されました。これにより、JAなどの関係機関との連携が密になったほか、防除対応が向上し、道路管理者や河川管理者に対する防除の依頼も強力に推進できることになりました。

次に、雄物川カントリーエレベーターについては、JA秋田ふるさとが、国の強い農業づくり交付金事業により建設を進めておりましたが、5月20日に完成し、6月12日に竣工式が行われました。今後は、作業の効率化による生産コストの低減と米の高品質、均質化が図られるとともに、地域全体の複合産地化や収益力の向上にも大きく寄与するものと期待しているところであります。

各農作物の生育等の状況ですが、水稲については、昨年と比べ草丈が長く、茎数がほぼ同じとのことですので、平年並みの収穫が期待できるものと考えております。しかし、カメムシ類の発生が多いため、除草の徹底と2回防除を実施するよう指導情報の提供などに努めてまいりました。

野菜については、7月になって6月の少雨のおくれを取り戻した感がありましたが、その後の長雨など気象状況が大きく変化したため、収穫については予想が困難な状況にあります。

果樹についてであります。サクランボは肥大型の降水量不足により果実は小ぶりでありましたが、集荷量は前年を大幅に上回り、単価も前年並みで推移いたしました。リンゴ、ブドウも果実の肥大がおくれておりましたが、回復傾向にあり、今後の管理の徹底で順調に仕上がるよう関係機関と連携してまいります。

ことしの夏の農産品販売促進活動については、8月3日と4日の2日間、生産者やJAとともに私も首都圏に出向き、県や本市の農産物を扱っていただいている株式会社九州屋などからも協力をいただきながら、都内の主要百貨店8店舗でスイカを中心とする横手市産野菜の販売促進活動を行いました。さらに、関西圏では、8月の第2週に兵庫県の姫路市で株式会社九州屋へ派遣している市職員による販売促進活動を行い、消費地での認知度アップに継続して取り組んでいるところであります。

また、9月5日、6日にはよこて市商工会との共催で横手市産地見学商談会を開催し、首都圏を中心

に約40名のバイヤーを招聘することになっており、こうした機会を捉えて、農産品のPRに努めてまいります。

(8)の農村整備についてであります。

大区画圃場整備事業につきましては、雄物川地域の会塚地区や大雄地域の宮田地区など6地区の465ヘクタールで整備が進められているところであります。

また、平成27年度に新規事業採択を予定している横手地域の赤川・城野岡地区、平鹿地域の高口地区及び田ノ植地区の3地区については、今年度に基礎調査を行うことになっております。赤川・城野岡地区については、赤坂、境町の一部173ヘクタールを編入し、379ヘクタールで調査することになり、平鹿の高口地区についても、周辺の編入により62ヘクタール面積拡充し、144ヘクタールになりました。調査面積が235ヘクタール増加したことにより、今議会に基礎調査費の補正予算を計上しております。

(9)の災害復旧事業についてであります。

記録的な豪雪の雪解けと7月の豪雨等により、護岸やのり面に被害を受けた大森地域の河川1カ所並びに大森、山内、増田地域の道路6カ所につきましては、今議会に災害復旧事業費の補正予算を計上しております。

また、去る7月27日の豪雨により発生した大森町猿田地内の水田及び水路のり面崩落2カ所につきましても、農地農業用施設災害復旧事業費の補正予算を計上しており、市民の皆様の安全・安心のため、早期の復旧に努めてまいります。

(10)の学校統合事業についてであります。

平成27年度開校予定の雄物川小学校につきましては、校舎建設工事等の仮契約を締結し、今議会に契約締結議案を提案しております。

同じく、平成27年度に開校予定の大雄小学校につきましては、校舎改修工事の実施設計を行っているところです。

平成28年度開校予定の横手地区統合小学校につきましては、学校名を「横手北小学校」に選定したことから、今議会に横手市立学校設置条例の一部改正を提案しております。また、事業費の見直しにより、基本、実施設計委託料に不足が生じたので、今議会に補正予算を計上しております。

(11)のスポーツを主体にしたまちづくりについてであります。

4月のスポーツ立市宣言後、全市レベルでは初参加ながら僅差で勝利をおさめた5月のチャレンジデーや、7月の全国ブロック選抜高校男子バレーボール大会「横手わか杉カップ」など、スポーツの振興によって市を元気にすることを目的としたさまざまなイベントを開催しております。

7月9日にはプロ野球東北楽天ゴールデンイーグルスより講師を招き、阿気小学校と田根森小学校の生徒が実技指導や講義を受けたほか、7月16日には横手市スポーツ大使であるコニカミノルタ陸上競技部総監督の酒井勝充氏と箱根駅伝でおなじみの駒澤大学陸上競技部監督の大八木弘明氏を迎え、かまくら館を会場に「夢をあきらめない」と題したトークショーを開催しました。

今後も、スポーツをキーワードに、元気なまちづくりや地域経済の活性化につなげられるよう、市民の皆様とともに取り組んでまいります。

5番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、建設部の県平鹿地域振興局移転に係る機能合体推進事業、地域総合整備資金貸付事業、消防施設等整備事業、スクールバス購入事業、災害復旧費、財政調整基金積立金などが主な内容となっております。補正額は14億2,112万円で、補正後の予算総額は516億5,072万9,000円であります。

主な事業を申し上げますと、機能合体推進事業に1,717万8,000円、内部情報系運用管理に3,436万6,000円、地域総合整備資金貸付事業に3億8,400万円、浄化槽設置整備事業に2,374万2,000円、消防施設等整備事業に1,680万円、スクールバス購入事業に3,109万3,000円、横手地区小学校統合事業に1,912万9,000円、災害復旧費に1,666万2,000円、財政調整基金積立金に7億8,106万5,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件7件、専決処分等報告案件5件、条例の制定など条例関係10件、契約案件3件、財産の取得など財産関係案件12件、平成25年度一般会計補正予算案など補正議案6件、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定など決算認定25件の合計68件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第1号でございますが、人権擁護委員候補者の推薦

について、次の者を法務大臣に推薦いたしたく意見を求めようとするものでございます。

横手市黒川字寺村50番地にお住まいの清水京子氏、昭和34年11月28日のお生まれの方でございます。
提案理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第6、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第2号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

記載のとおり、住所、横手市大屋寺内字堀ノ内320番地にお住まいの前澤弘子氏、昭和20年9月10日のお生まれの方でございます。

よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第7、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第3号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横手市鍛冶町8番6号にお住まいの七尾喜美代氏、昭和21年2月27日のお生まれの方でございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第8、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第4号でございます。同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横手市猪岡字水上13番地にお住まいの松井敏博氏、昭和18年4月8日のお生まれの方でございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第9、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第5号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

横手市雄物川町薄井字船沼東72番地の1にお住まいの狩野和枝氏、昭和25年9月11日のお生まれの方でございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第10、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第6号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横手市十文字町西原一番町20番地の2にお住まいの高橋純一氏、昭和28年5月10日のお生まれの方でございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第11、諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第7号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

横手市大雄字桜森119番地にお住まいの高橋典雄氏、昭和27年3月8日のお生まれの方でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第36号～報告第39号の上程、質疑

○佐藤清春 議長 日程第12、報告第36号専決処分の報告についてより日程第15号、報告第39号専決処分の報告についてまでの4件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第36号より報告第39号までの4件の報告を終わります。

◎報告第40号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第16、報告第40号平成24年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について報告を求めます。

財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第40号平成24年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の9ページをごらんいただきたいと思います。

本報告の提案理由でございますが、平成21年度から平成24年度まで継続費を設定しておりましたまちづくり交付金事業及び平成23年度から平成24年度まで継続費を設定しておりました横手地区中学校統合事業につきまして、事業が完了したことにより、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき本議会に報告しようとするものでございます。

内容についてご説明いたしますので、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、上段のまちづくり交付金事業であります、横手駅橋上駅舎、東西自由通路、西口駐車場及

び東口広場、横手市交流センター等々の建設整備を行ってまいりました。本継続事業では、4年間での計画額46億6,303万8,000円に対し、支出済額44億5,995万425円であります。支出済額の財源内訳は、国県支出金が14億844万円、地方債が28億6,870万円、一般財源が1億8,281万425円でございます。

続きまして、下段の横手地区中学校統合事業でございます。鳳、金沢、横手西の3中学校の統合事業といたしまして、校舎、体育館、屋外体育施設などの建設整備を実施いたしました。

本継続事業では、2年間での計画額を30億7,518万3,000円に対し、支出済額が30億6,453万円でございます。支出済額の財源内訳は、国県支出金が6億5,056万1,000円、地方債が22億9,320万円、一般財源が1億2,076万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第40号の報告を終わります。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第17、議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例につきましては、増田地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定された後、歴史的環境の保全と活用に資することを目的といたしまして、保存地区内の固定資産税についての特例を規定した条例を制定しようとするものでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の内容につきましてご説明いたしますので、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、本条例の目的を規定してございます。保存地区内にあります土地及び家屋に対して、地方税の規定に基づき固定資産税の特例を定めることにより、保存地区の歴史的環境の保全と活用に資することを目的とするものでございます。

第2条は、当該固定資産税の減額の特例の内容でございます。

第1号は、伝統的建造物である家屋の敷地に課する固定資産税について、その税額の2分の1を減額するものでございます。

第2号は、第1号の伝統的建造物以外の家屋の敷地については、5分の1を減額しようとするものがあります。

続いて、議案書の13ページをごらんいただきたいと思います。

第3号は、伝統的建造物以外の家屋で、修景基準に基づきまして修景した家屋に課する固定資産税について、修景後5年間に限りまして、その税額の5分の1を減額しようとするものでございます。

続いて、第3条でございますが、特例の適用対象等について定めてございます。

第4条では、特例措置を受けようとする者が賦課期日の属する1月31日までに申請を行うこと、また、以降の申請は、変更がない限り省略することができる旨を定めてございます。

第5条は、特例措置が適用された場合の決定通知について定めたものでございます。

議案書の14ページをごらんいただきたいと思います。

第6条は、特例措置の取り消しについて、第7条は、委任について定めてございます。

附則では、本条例は公布の日から施行し、国により重要伝統的建造群保存地区に選定された日以後最初に到来する1月1日を賦課期日とする年度分以後の固定資産税から適用することを定めてございます。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第18、議案第100号横手市子ども・子育て会議設置条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第100号横手市子ども・子育て会議設置条例についてご説明いたします。

議案書の15ページからとなります。

本案は、横手市におきまして、子ども・子育て会議を設置するため条例を制定する必要がありますので、本議会の議決を求めようとするものでございます。

16ページをごらんください。

平成24年度に子ども・子育て新システム関連3法案が成立いたしました。平成27年4月からは新たな子ども・子育て制度に移行する予定でございます。横手市におきましても、新たな法律に基づき地域の子ども・子育て関係施設の利用定員の設定や、今後策定予定の子ども・子育て支援事業計画に地域の子育て環境の実情や要望を反映させる必要があるため、子ども・子育て会議を設置しようとするものでございます。

条例案でございますが、第1条では、条例の設置の根拠法令を規定しております。

第2条では、会議の所掌事項を規定しております。この中で、法第77条第1項の当該会議が意見を述べるのは、1つには幼稚園、保育所及び事業内保育所等の利用定員を定めようとするとき、2つには、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めようとするとき、3つには、子ども・子育て支援施策の実施状況を調査、審議するときなどとなっております。

第3条では、会議の組織構成について、第4条では、委員の任期について、17ページに移りまして、第5条、第6条では、会長、副会長及び会議の議事等について定めております。

附則におきましては、条例の施行日を平成25年10月1日とし、第2項では、横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に子ども・子育て会議の委員の報酬を追加しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） ちょっとわからなくて、子育て会議の委員というのは市長が選ぶということであるようですがけれども、大体どういう人たちというか、どういう部分を考えておるのか、お聞かせください。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在のところは、保育関係者として、保育所の保護者代表、それから職員、事業主代表、それから教育関係といたしまして、幼稚園の保護者関係者、職員、事業主、それから小学校の保護者、教職員、それから子育て支援関係といたしまして、地域の未就園児の保護者、それから子育てサークルの関係者、子育て支援団体の関係者、民生児童委員、それから職場関係といたしまして、労働者の代表者、事業主の代表者、それから母子保健代表として保健師等、そのほかに子育て関係の学識経験者等を予定して20名以内と考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） 今聞きましたけれども、前の、例えば人権擁護委員の推薦、これも関係してくるような感じしますが、1人でいっぱい持っている人がいると、そういう感じがしますので、そこら辺は余り重複しないように考えてお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第101号横手市増田町地域センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 ただいま議題となりました議案第101号横手市増田町地域センター設置条例の一部を改正することにつきご説明申し上げます。

19ページをお開きください。

当地域センターは旧小学校区単位に4カ所設置され、それぞれ地域住民が組織する運営協議会によって運営されてきたところであります。このたび施設の設置目的に沿ったより効果的な管理運営を図るため、市長が指定する住民等で組織された団体に管理を行わせることができるよう現行条例の一部を改正することにつき、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページをお開きください。

第7条は、使用の許可、取り消し等を行う場合の具体的な基準を追加しております。

次のページは、これまで全体の条項数を13条で構成しておりましたが15条の構成とし、指定管理するための条項を追加してございます。第12条では、指定管理による管理を行わせることができるようにすることとし、13条では、その業務の内容を、第14条では、管理の基準を定めてございます。これら指定管理に係る条項が加わったことにより、他の条項の繰り下げ等の整理と文言の整理を行ってございます。

附則では、施行日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第20、議案第102号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第102号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴いまして現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いしようとする

るものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、24ページのほうをお開き願います。

別表の中で、投票立会人の項の次に不在者投票立会人の項を追加するものでありまして、報酬の額を1日につき1万700円と定めております。また、備考では、1日に満たない場合は、従事した時間で案分して得た額としております。また、あわせて旅費の額につきましては、横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、別表第1に規定する旅費相当額としております。

附則では、施行日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第21、議案第103号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第103号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する等の条例についてご説明いたします。

本案は、市所有の老人福祉施設を社会福祉法人に譲渡するに当たり、現行条例の一部を改正することについて、本議会の議決を求めようとするものでございます。

26ページをごらんください。

本条例は、横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部改正と横手市デイサービスセンター設置条例等の廃止について定めております。

初めに、第1条の横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部改正について説明いたします。

平成20年7月1日から指定管理している横手市特別養護老人ホーム憩寿園、雄水苑、鶴寿苑、いきいきの郷と平成21年4月1日から指定管理しているすこやか大雄、平寿苑の特別養護老人ホームとそれに附帯する施設について、平成26年4月1日に無償譲渡するため、これらに関する条項を削り、また、指定管理に関する条文などについて削除しようとするものでございます。

27ページの第2条では、デイサービスセンター康寿館、ふるさと館、雄風荘の3施設を無償譲渡するため、横手市デイサービスセンター設置条例を廃止しようとするものでございます。

また、横手市居宅介護支援事業所設置条例については、無償譲渡する横手市特別養護老人ホームいきいきの郷と現在休止中の大森町高齢者等保健福祉センターに設置している居宅介護支援事業所を廃止し

ようとするものでございます。

附則では、施行日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第22、議案第104号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第104号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

28ページをお開きください。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う中小企業信用保険法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次のページ、29ページをお開きください。

第2条第2号中、小規模企業者の定義をしております第2条第2項を第2条第3項に改めるものでございます。

附則では、この条例を公布の日から施行することにしてございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第23、議案第105号横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第105号横手市増田伝統的建造物伝承施設設置

条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の30ページをお開き願いたいと思います。

本条例は、平成23年横手市条例第24号で制定いたしました横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例により設置しました施設の管理を市長が指定するものに行わせることができるようにするため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

主な改正の内容についてでございますが、31ページのほうをお開き願いたいと思います。

現行条例第6条を第11条とし、第7条を第12条、第5条の次に、次の5条を加えようとするものでございます。

第6条では、伝承施設の管理を、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができるとして、指定管理者による管理について、第7条では、伝承施設の維持管理等指定管理者による業務の内容について、第8条では、指定管理者による管理基準について、第9条では、利用料金を定めるときやこれを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない指定管理者による利用料金の承認について、第10条では、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減額または免除することができる指定管理者による利用料金の減免を定めております。

また、別表中「別表（第3条関係）」を「別表（第3条、第9条関係）」に改めようとするものでございます。

なお、附則では、この条例の施行日を公布の日からと定めております。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第24、議案第106号横手市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第106号横手市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の34ページをお開きください。

本案は、消防法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容ですが、次のページをお開きください。

横手市火災予防条例第29条の4第4項中の「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行を平成26年4月1日としております。

この改正については、消防法施行令で検定対象品目を定めた第37条の中で、第4号から第6号に規定された消防用ホース、結合金具、漏電火災警報器の3品目が検定品から除外されたことに伴い、同じく検定対象品目である住宅用防災設備の感知器、中継器、受信器を定めた第7号から7号の3までを繰り上げ、条項の整理を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第25、議案第107号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第107号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の36ページをお開きください。

本案は、現状の消防団体制に即した消防団員の定数とするため、現行条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容ですが、次のページをお開きください。

現行条例の第2条中の定員3,098人を308人減じて2,790人に改め、充足率をおおむね95%とするものであります。

附則では、条例の施行を平成25年10月1日としております。

この改正は、現行の定員と実員との差が453人と大きな乖離があり、充足率も85.4%であること、また、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に係る掛け金、負担金が定員を算定基礎としていることなどから、実態に即した定員と充足率に改めようとするものであります。改正に当たっては、団長会議や各消防団の幹部会議など延べ9回の協議を経て、95%の充足率が妥当であるとの結論をいただいたところであります。

なお、今後団員の増加が見込めるなど状況が変化した場合は、速やかに定員の改正を行うこととして

おります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第26、議案第108号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第108号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

38ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、子どもたちの教育環境整備と適正規模の学校再編を目指した小学校統合を行うため、現行条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと思います。

改正の内容であります。横手市立学校設置条例の別表第1の中で「横手市立境町小学校」、「横手市立黒川小学校」、「横手市立金沢小学校」の項を、「横手市立横手北小学校」、位置は横手市八幡字下長田50番地に改めるものであります。

なお、附則では、施行期日を平成28年4月1日からとしております。

この改正につきましては、学校建設に伴い、国に対して補助金申請を行うに当たり、条例の改正が必要なことなどからご提案申し上げますのでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第27、議案第109号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第109号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第109号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

40ページをお開きください。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

工事名は、雄物川地区小学校統合事業、雄物川小学校建設工事、工事場所は横手市雄物川町今宿字鳴田35番地であります。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は18億1,534万5,000円であります。

契約の相手方は、横手市平和町10番30号、大和組・横手建設・丸茂組・雄物川地区小学校統合事業雄物川小学校建設工事特定建設工事共同企業体であります。代表者は株式会社大和組、代表取締役大和康範氏であります。

当建設工事は、平成27年3月に雄物川北小学校、南小学校、福地小学校を廃止し、同年4月に雄物川小学校を設置する学校統合に向けて行うものでございます。

概要を申し上げますと、校舎でありますけれども、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ面積が6,489平方メートル、体育館が鉄筋コンクリートづくり一部2階建て1,683平方メートル、次に、プール及びプール附属棟でありますけれども、鉄筋コンクリートづくり平家建て139平方メートル、それからスクールバス車庫、鉄筋づくり平家建て268平方メートル、そのほか屋外運動施設、ほかに建物周囲の舗装2,258平方メートル等の外構工事が含まれております。

なお、指名業者は市内JV3社、予定価格は18億2,675万8,500円であります。落札率は99.4%となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 委員会付託がないということですので、この場でしかお聞きできませんので、ちょっと細かいことも含めましてお聞きさせていただきます。

まず、議案説明会等のときに、この内容については一応説明をいただいた形になっております。その中で少し疑問な点が何点かありましたので、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

まずは、この校舎を建設するに当たって、雄物川中学校の校舎を解体した段階で非常に軟弱な地盤が見つかったと。それを改良する意味も含めまして、今回こういう形で急いでの締結だという説明であったというふうに認識しております。その中で、もしそういうことが主原因であるとするならば、まず一つ考えられるのが、土壌改良を最初にする工事を分割して発注する意思はなかったのかということだというふうに思います。まずそれを先にしておきながら、きちんとした校舎建設という考え方もあったろうというふうに思います。今回、そういう考え方でない中でこのような形で上程されているというふうに思っていますが、そういう検討がなされたのかどうかということがまず1つ。

それから、もう1点は、今回この上程された中に、土壌改良をする工事費というのはいかほど見込まれて、どの期間でどれぐらいの間にそれを済ませようとしているのか、そのあたりの詳細についてお聞かせいただけますか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご質問のありました土壌改良事業のほう、そちらを先に工期を決めてやるべきではなかったかというお話でありますけれども、実際問題として、ことしの1月に追加の地質調査等を実施したわけでありましてけれども、この時点では、まず一体となって工事したほうがいいのではないかということで現在に至っているような状況であります。

それから、実際、土壌改良に関する工事費、それから具体的な工期等につきましては、私今現在、ちょっと資料を持ってございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。すみません。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 申しわけないんですが、この段階でそこいら辺の中身がわからないままに議決するというのが非常に我々議会としても苦しいところがあるというふうに認識しておりますので、できればその内容を公開していただいてからの議決としていただきたいなというふうに議長のほうに取り計らいをお願いしたいのですが、よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時15分といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時15分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 先ほどご質問のありました寿松木議員の回答の前に一つ訂正がございます。

先ほど私が説明いたしましたスクールバス車庫の内容につきまして、つくりが鉄筋づくりというふう

な表現をしておりましたけれども、鉄骨の間違いでございましたので訂正いただきたいというふうに思っています。

それから、午前中の質問にございました地盤改良の件につきまして、工期につきましては、約3カ月かかるということであります。それから、工事費につきましては、約8,000万円というふうな内容になってございますので、よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） これお聞きした内容の中でちょっと気にかかったのは、実は教育委員会さんの所管される部分の中では、以前にも給食センター等のことでもいろいろございましたし、やはりちょっと手法的にどうなのかなという部分も実は感じてしまっております。その中で、1月といいますか、昨年中に解体をしまして、もう1月ぐらいの段階では軟弱地盤で何らかの対処をしなければいけないというのがわかっていたというふうにこの間の説明会でもお聞きしましたし、そういう状況だったんだろ

うなど。そういう中で、なぜ今、この時期に至ってから出さなければいけなかったのかというのが非常に残念なことだというふうに感じています。でき得るならば、学校の基本設計含めまして実施設計も当然終わっていたはずなので、その中で軟弱地盤が出てきてということであればまだしも、当初から、解体した段階で軟弱地盤がわかっている中では、当然そういう設計等をしていく段階でわかり得ることであるし、それに対する工期というのも大体どれぐらいかかるかというのも計算できるわけです。であるとするならば、このタイミングで議会のほうに承認を求めるようなやり方ではないほうが、私としてはいいのではないかなという、これは個人的な意見なんですけど思った次第であります。

いずれこの校舎というのは開校の年度が決まっていますし、言い方がどうかかわからないんですが、お尻といいますか、供用開始の時期が決まっているものなので、ある程度急がなければいけないということでもありますので、今回この内容につきましては、まずきちんとした精査をもう一度していただいた中で、今後この土壌改良すれば多分大丈夫だとは思いますが、軟弱地盤に建てる建物というのはどうしても傷みが激しかったりさまざまな問題が起きたりする事例がありますので、そのあたりを十分注意して進めていただきたいということでもあります。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第109号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第28、議案第110号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第110号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第110号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 議案110号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

41ページをごらんいただきたいと思えます。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

工事名は、雄物川地区小学校統合事業、雄物川小学校電気設備工事、工事場所は横手市雄物川町今宿字鳴田35番地であります。

契約の方法は指名競争入札であり、契約金額は2億3,394万円であります。

契約の相手方は、横手市柳田字新藤173番地9、ユアテック・サンテックス、雄物川地区小学校統合事業、雄物川小学校電気設備工事特定建設工事共同企業体、代表者は株式会社ユアテック横手営業所、所長小西勇太郎氏であります。

なお、指名業者数は市内JV2社、予定価格は2億5,004万3,850円であります。落札率は93.6%となっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第110号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第29、議案第111号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第111号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 議案111号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

42ページをごらんいただきたいと思えます。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

工事名は、雄物川地区小学校統合事業、雄物川小学校機械設備工事、工事場所は横手市雄物川町今宿字鳴田35番地であります。

契約の方法は指名競争入札であり、契約金額は2億8,213万5,000円であります。

契約の相手方は、横手市十文字町梨木字羽場下14番地12、羽後設備・荒川施設・佐藤施設、雄物川地区小学校統合事業、雄物川小学校機械設備工事特定建設工事共同企業体、代表が羽後設備株式会社県南支店、支店長京野伸彦氏であります。

なお、指名業者数は市内JV3社、予定価格は2億8,818万1,950円であります。落札率は97.9%となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第111号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第30、議案第112号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第112号財産の取得についてをご説明いたします。議案書の43ページをお願いいたします。

初めに、提案理由であります。建設機械の購入に当たり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

購入する機械の名称でございますが、除雪ドーザ13トン級1台であります。これはマルチプラウ型であります。納入場所は、横手地域局に納入いたします。契約方法は指名競争入札、購入金額は1,769万7,750円であります。購入の相手方は、横手市外目字大谷地9番地1、ユニキャリア株式会社横手サービスセンター、サービスセンター長高橋勲司氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第31、議案第113号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第113号財産の取得についてご説明申し上げます。

44ページをお開き願います。

本案は、天下森スキー場におけるゲレンデ整備と安全確保のため、圧雪車1台を購入しようとするものであり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

契約方法は指名競争入札であり、購入金額は2,992万5,000円であります。購入の相手方は、男鹿市船越字前野113の12、有限会社エンドウ、代表取締役遠藤敏夫氏であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) 圧雪車のことですがけれども、今、横手市営スキー場が何カ所あって、圧雪車の配備状況はどうなっているのか、お願いします。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご質問のありましたスキー場の件でありますけれども、まず、市内には5カ所のスキー場がございます。それで、現在、圧雪車を使っておりますのは横手スキー場、それからただいま申し上げました天下森スキー場であります。まず今は2カ所ということになっております。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) この天下森に新しく圧雪車を入れるということは、前の圧雪車が多分古くなったからだと思いますけれども、この前の古くなったの、これは何年ころに入った圧雪車なのか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 古いのでありますと昭和57年でありますので、約30年経過という大分古い圧雪車となっております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) 昭和57年というと30年、31年くらい過ぎているけれども、圧雪車というのは寿命というか、やっぱり大体30年もつものなんですか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 私のほうで実際何年もつかというのはちょっと把握してございませんけれども、30年ということですので、かなり長くもったというふうに考えてございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番(堀田賢逸議員) 今、圧雪車が、説明では横手と天下森と2カ所だということだけれども、私、実は大森のスキー場に行ったときに圧雪車があったように記憶しているんですけども、どこかから持ってきて置いていたのかどうか。圧雪車のようなものがあつたんだよな、実は。私はスキー大好き人間でスキー場には時々行くから、あれは何だったんだろう。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 大変申しわけございません。私のほうで、大森のスキー場のほうの圧雪車の設置状況につきましてもう一度確認いたしまして報告したいと思っておりますので。

【発言する者あり】

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 大変申しわけございません。大森スキー場にも圧雪車1台あるということで

す。

○佐藤清春 議長 14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） 多分圧雪車がなければ、それこそ大昔に踏んで、自分が踏んでいって、そこ滑ってきた経験がありますけれども、今はもうロープ塔とかTバーリフトとか大抵あるはずなので、いろいろ聞きたいんですけども、例えば、ロープ塔なども古くなればひもが切れるとかそういうことがありますので、今言ったように、天下森は57年にスタートして、その後時々修理なんかしていると思うんだよな。交換などしていると思うんだけど、きょうはまず圧雪車の話だけだと思いますが、何といたしますか、学校の生徒さんたちはまずやっぱり、せっかく雪国で暮らしているということでスキーはせめて身につける、そういうことが絶対これからも必要だと思いますので、なるべくそこら辺、修理できるものは修理して、これからも快適なゲレンデにしてもらいたいと思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第32、議案第114号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。教育指導部長。

○佐藤稔 教育指導部長 ただいま議題となりました議案第114号財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きください。

本案は、現在平鹿中学校及び雄物川北小学校で使用しているスクールバス3台を年式、距離数及び車両の状態から判断し、平成26年度より更新しようとするものであり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

購入するスクールバスであります。名称は、平鹿中学校及び雄物川北小学校スクールバス、中型バス3台、平鹿中学校分が2台、雄物川北小学校分が1台であります。契約方法は指名競争入札であります。購入金額は3,616万2,000円で、購入の相手方は、横手市大屋新町字牛首戸108番地2、秋田いすゞ自動車株式会社横手営業所、取締役横手営業所長佐藤信英氏であります。落札率は72.5%であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 本来であれば、委員会に付託になる案件ですので、私は委員会の委員であり

ますので質問すべきではないのかもしれませんが、実は、この場と申しますか、教育委員会だけで解決できなくて、さまざまところのセクションにかかわる問題だということで、今回ちょっと指摘してお聞きしてみたいと思います。

このバス3台、以前からバス何台かまとめて購入しています。使われ方を考えたときに、各学校に分かれて使われるわけです。メンテナンス含めまして、朝、エンジンがかからないだとか、バッテリーが上がっていたなんていうことはあるように聞いています。そういう事例は何回もあったように聞いています。そういうことを考えたときに、やはりできれば分割した発注をしていただいで、できるだけ地域のメンテナンスしやすい業者の方々に頑張ってもらおうというのも一つのやり方ではないかなというふうに思っていましたので、今までも何回かそういう話をさせていただきました。ただ、残念なことにそれがなかなかかなわない。必ずこういう形で入札が行われる。

それで、今回の入札の契約内容等をちょっと見てみますと、やはりディーラーしか基本的には入札してこない。1社ディーラーじゃないところがありますが、これはディーラーの身がわりに入札しているというふうにお聞きしております。

そういう中で、やはり3,600万円ほどのお金を、今購入して契約して、約半年とは言わないんですが、来年の4月まで寝せておかなければいけないわけです、半年強を。これだけ財力とか余力のある会社というのは、一般の会社ではなかなかあり得ないだろうというふうに思います、今の経済情勢の中で。そういったときに、じゃどうやってこの入札をある程度、均等の機会を設けさせていただきながら、地域のさまざまな業者の方々に参加してもらえるかというのは非常に大きい問題だと思うんですが、なかなかこれは委員会ですまざま話しているんですが、教育委員会側としては、市の入札の要項に基づくとこういう形でしか契約できない、指名競争入札をかけることができないという答えが何回も返ってきます。そのあたりをどのように考えておられるのか、まずはお聞きします。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 今回3台ということですが、3台とも仕様が全く同じものでございました。若干の仕様の違いがあれば、当然ながら、これは分割発注というふうなことになろうかと思えます。

さらに、議員のご指摘のとおり、それぞれの使用する地域における地元業者の方々にというふうなお話もございましたが、これはメンテナンス、保守点検の迅速対応というふうな視点であろうかというふうに思います。

しかしながら、競争性といいますが、公平性等々を契約の中に求めているわけですので、どうしても、やはり仕様が全く同じものでございますと、3台一括発注というのは、これはやむなしというふうな状況でございます。

ただ、メンテナンスの部分については、それは納車された以降の取り扱いになりますので、それぞれ所管する課のところ、あるいは部局のところでご検討いただくことになろうかというふうに考えるところであります。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 財務部長ですから当然おわかりだと思うんですが、地方税といたしますか、市民税含めまして直接税収として入ってくるというのは、やっぱり市内に本籍のある企業なわけです。

確かに、分割発注するよりも一括で発注したほうが安くなるのかもしれませんが、それはわからない。そういう中では本当に地元のそういう企業を含めまして、ある程度育てていながら、税収の確保もしていくという観点を持ったときには、やっぱりこういうやり方が果たして正解なのかと言われると、私自身としては首をひねらざるを得ないというのが一貫しています。

これは何もバス車両だけではなく、さまざまな地域局で使う車であったり、それから本庁で使う車であったり、さまざま物品に共通したことだというふうに思うんですが、やはりこれだけ疲弊している地域経済をどうにかして立て直そうというときには、そういう一定の配慮はあってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、財務部長の口からは、それをどうせいこうせいというのは多分言いづらいことになろうかというふうに思いますので、今のやりとりを聞いている中で、市長としてはどのように感じておられますか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 市が調達いたしますさまざまな物品等々についても、できるだけ地域に配慮した調達が望ましいということは、基本方針としてはそれぞれ担当に伝えているところでございます。

そういう中で、今ご指摘受けたようなことも含めて、実に悩ましいところもあるなというふうにお聞きして思った次第でございます。

このスクールバスにつきましては、物が大きいものですから、例えば地元のディーラーさんにとってそれを取り扱うことによって、どれだけのビジネスとしてのメリットあるかというのも我々よくわかりませんので、その辺はよく精査をしなければいけないなというふうに思います。そういう意味では、地元の業者さんがこれに応札しなかったということの背景は、よく確認しなければいけないだろうと。勝手な推測はしてはまずいなというふうにも思いますので、その辺いろいろな角度からこれを一つの教訓としていかなければいけないと思っています。

地元調達を何とか市の財務規則とうまくすり合わせができるような方向というものの検討は、これからしていかなければならないというふうに思います。今すぐ一つの決断というのはなかなか難しいところではありますが、こういうことをやっぱり真正面からとらえなければいけないという認識を持った次第でございます。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番(寿松木孝議員) 市長も含めまして、我々も任期が残されているところ少ないわけですので、まず今すぐにというわけにはいかないという理由もある程度理解しながら、その中で一言だけ。

今始まった話じゃないです、これ。もう学校統合が始まってから何回もありました。私も何回となくお話しさせていただきましたし、そういう形をつくっていただきたいという要望もしてきました。いや、

私の言っていることが正しくなければ、それはそれでいいんです、横手市の方針として出してくれればいいわけですから。そここのところの明確化がきちんとできていない。

議論をした中で先延ばし先延ばしにされていて、これから検討していく、検討していくというのはずっと続いてもう8年なんです、合併してから。多分こういう問題が起きてからでも、もう少なくとも5年以上前から何回も指摘しているんです。にもかかわらず、いまだこういう状況だということは、やはり非常にゆゆしき問題であるかなというふうに思います。

どういう形であれ、きちんとした明確化したルールづくりというものは必要だと思いますし、そういう中で、やはり地域の業者を育成していくというふうに考えておられる市長ですので、だとするならば、そういうことも一つ配慮に入れながらルール化していくべきであろうというふうに思いますので、その検討を早急にやっていただけますことを要望して終わりたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第33、議案第115号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第115号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、平成20年7月1日から指定管理している横手市特別養護老人ホーム憩寿園の施設などについて、平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市十文字町梨木字御休の上108番地、横手市特別養護老人ホーム憩寿園で、延べ床面積が2,454.53平方メートルでございます。この建物のほか、附帯設備、構築物、備品が譲渡の対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市卸町5番10号、社会福祉法人横手市社会福祉協議会、会長佐々木義広氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） この施設は、議案のこれからもあるわけですがけれども、代表してというよりも一つずつ、この後も聞きたいんですけれども、この憩寿園に関して、建設時からの建設費、それから改修費等含めてどれぐらいかかっている施設なのかということがまず1点であります。

それから、現在の簿価としてどれぐらい残っているのか、2点目であります。

3点目、現在起債が残っているとすれば起債残はどれぐらいあるのか。そして、その起債について、我々は何年かけて返していくのか、それもお願いします。

それから、この施設、憩寿園の昨年度の収支、これはどうなっているのか。

以上、お願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 資産台帳の整備の関係で、ちょっとまず純粋に建物につきまして、取得額ということです。憩寿園の場合は昭和50年設立でございまして、4度にわたって建設されておまして、取得額が3億8,854万3,000円という建物でございます。それから、現在の帳簿価格が1億4,059万7,000円余りということでございます。起債の残額に関しましては、憩寿園は現在ございません。改修費でございすけれども、憩寿園は指定管理中、この5年間で8,731万3,000円ほどの改修を市で行っております。収支差でございすけれども、憩寿園に関しましては、平成24年度の収支差が1,907万5,000円余りの黒字でございす。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 資産価値については18番議員が聞きました。

この種の経営について、最初は、例えば直営、あるいは第三セクターでやってきました。つい何年前までは指定管理でやってきたんですけども、今度無償譲渡する、こういうことでありますが、そのたびごとに、じゃメリットというのはあるはずなんです。今回無償譲渡することによるメリットというのはどこなんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回、今ほど答弁したとおり、各年度各年度で収支差がございす。ただ、この収支差というのは、社会福祉法人でこの建物についての例えば減価償却の概念はないわけです、指定管理の場合は。ですから、あそこで収支差が生ずるといような状況でございす。今度、資産を譲渡しますと、その残存価格について各法人でそれを減価償却していかなければいけない。減価償却の概念が生じるということは、次に、現在ある資産を再構築することができるということでございすので、譲渡することによってこの資産を次に再投資すること、減価償却することによって再投資に回すことができるというように市にとってのメリットというふうに感じております。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） もっと具体的に言えば、例えば市の持ち出し金がなくなるということについては、今まで指定管理やっていたのが要らなくなると、そういう点ではどうなんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 指定管理料につきましては、今までも指定管理期間中は支出はしておりません。ですから、今後譲渡することによって市のメリットというのは、その建物について法人が責任を持って今後運営していただくというようなことで、今まで修繕等市で約9割方全て出しておりましたので、そういった経費について法人のほうで責任持って運営していただくということになります。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） それは固定物に対する資産の評価でありますので、それは市であろうと、法人が持っても修理は修理でかかるわけなんです。ただ、市の持ち出しはどのぐらい少なくなりますか。それは関係ないんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 この5年間で、今回譲渡しようとする特養につきましては3億5,000万円余りの修繕料がかかっております。これにつきまして、9割方市のほうでこれを支出しております。ですから、この部分についての市の持ち出しというかその部分については、今後法人が運営していく中でその経費を捻出していくということになりますので、その部分の持ち出しが市にとってなくなっていくということになります。

以上になります。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 修理すれば修理するほど投資しますので、その資産は高まるというか、ここにありますがけれども、そうでなくて、例えば、今まで出していた市のお金が無償譲渡したことによってなくなるとか、そういうことは全然ないんですか。あるいは、人件費とかそういうことについては。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 特別会計で直営で特養を運営していたときには、人件費がある程度ほかの社会福祉法人より市の職員のほうが高かったということで、やはり繰り出しの部分として人件費に充てる部分がありました。そういった部分があるということで、指定管理にして社会福祉法人に運営していただいていたわけですが、指定管理していただいていたときには、運営費に関しての指定管理料というのは発生しておりません。ですから、指定管理した時点で運営の、市が直営していた部分の赤の部分はクリアされたということでございます。今回、譲渡することによって、建物の今後の維持補修等につきまして、法人のほうで責任持ってやっていただくということになります。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） ちょっとわかりにくいところがあるんですが、今度この無償譲渡することによって、いわゆる市からの持ち出しはゼロということなんですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 持ち出しとしてはゼロですけれども、現在残っている起債については市で償還していく部分でございますので、それは市として債務は残るといような感じにはなりません。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） そうすれば、建物のいわゆる借金というか、それは市のほうで払う、そういうことなんですね。まずわかりました。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

25番佐藤功議員。

○25番（佐藤功議員） 1つだけ確認しておきますけれども、これらに関する条例をつくる時に、無償譲渡しても、今後、大口の設備の補修には横手市がお金を出し続けていくような話がありましたけれども、今の説明だと補修費はないということになるんですけれども、そこは先ほどの答弁があるように、横手市が一切そういう持ち出しは、設備に対してはしなくてもいいというふうに確認してよろしいですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 大変失礼いたしました。ちょっと答弁、訂正させていただきます。

まず、今回の譲渡に関しましては、譲渡してから、大規模修繕について、5年間限りにつきまして2分の1の助成をいたします。これは、やはり今まで建物をその法人が減価償却等で、指定管理時代はありましたけれども、その前の時代、直営でございましたので、そういったことで今までそういう大規模改修する資産をまず持ってこなかったという部分がありますので、今後5年間に限って大規模修繕、1回限り2分の1については補助いたします。

大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） これから、先ほどのような数字を出してもらった。起債が残っていないのは、憩寿園、古くてそういう形で起債が残っていないと思います。でも、ほかの施設の中では非常に大きな起債残がある。でも、今新たな国の成長戦略も含めて、この老人の介護という部分も立派な職業であります。確かに社会福祉法人だから、少なくとも個人の利益を求めるものではない、公人の利益を求めるものだと言いつつも、新たな施設の建設をし、その中では必ず修繕費も、それから減価償却費も持ちながら、どこも黒字、何とかかんとかやっているはずです。

それを今、憩寿園でさえ簿価で1億4,000万円あるんだと。それを無償で譲渡するわけですが、無償で。だから、その部分の中では無償で譲渡しても、市が、要するにその後ろにいる市民が、これぐらいのメリットがあるんだと、逆に持ち出しがないとか何かという、今言われましたけれども、そこが市民に、私にとってもわかりませんし、今、29番議員も多分頭の中でイメージしているところはそこだと思うん

です。普通、民間でやればもっともっとかかるものが、ただで譲って、修繕費まで持って、そこを明確に、今これであると譲ってしまうんですからね、採決されれば。そこをもう一度明確にお願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 社会福祉法人等で設立して運営していくというところにつきましては、資産も法人で借り入れして、減価償却しながら運営しているということをやっていると思います。ただ、現在この市の特養施設につきましては、民間が参入する前の整備が非常に手薄だった時期に、法人がそういう施設を設立しない時期に、市町村として整備しなければいけないということで、行政の責任として設立したものでございます。それを運営していたところ、他の社会福祉法人等が後発で整備してきたわけでございますけれども、こういった施設について、今後運営していく上では、どちらかというと全てそういった福祉のさまざまな職員をきっちり抱えて、複数の施設を持ちながら経営していくという専門的なスキルのあった法人が経営していったほうが、より市民に適切なサービスが提供できるというようなことで、今現在、ほぼこういった高齢者福祉施設の9割方は社会福祉法人が運営しているという状況にございますので、今回はこれを専門的なそういうスキルを持った法人に譲渡して、運営していただくというふうにして決断したわけでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） それから、もう1点、これもぜひとも部長、話してください。

私は有償譲渡でいいんでないかと思えます、簿価残があるのだけ。それで、やっぱりある程度、有償譲渡のほうがすっきりするんじゃないかと。そうすることによって、今までその施設が得てきた補助金の返済がある、逆に。だから、その辺の部分で、どうしてもやっぱり無償譲渡でなければいけないんだ。そこを具体的な数字を上げて、これからずっと出てきますけれども、例えば憩寿園なら憩寿園でいいですから、どういう形のお金の単位になっていくのか、そこをひとつ教えてください。そうすれば納得できると思えます。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 有償譲渡した場合には、売却価格の約4割から6割相当額が返還が必要というようになりますので、今回譲渡する中で平寿苑が一番残存価格あるわけですがけれども、この場合は、ちょっと資料が今あれですがけれども、平寿苑の場合は約12億円等の償還が必要になるというようなことでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第34、議案第116号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第116号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、平成20年7月1日から指定管理している横手市特別養護老人ホーム雄水苑の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市雄物川町今宿字末館50番地、横手市特別養護老人ホーム雄水苑で、延べ床面積3,737.61平方メートルの建物、このほかに附帯設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市卸町5番10号、社会福祉法人横手市社会福祉協議会、会長佐々木義広氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） これも先ほどと同じような形の中で教えていただきたい。お願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 そうすれば、無償譲渡する法人の資産の取得、簿価、それから起債の残額等の資料を提出いたしますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第35、議案第117号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第117号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、平成20年7月1日から指定管理している横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求

めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市山内土淵字鶴ヶ池31番地3、横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑で、延べ床面積が2,370.80平方メートルでございます。この建物のほか、附帯設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市上境字館133番地5、社会福祉法人相和会、理事長萱森眞雄氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） 先ほど18番議員さんのほうから資料の請求があったんですが、あわせて、これ無償譲渡するという形の中で、議会側からもさまざまところから公募したほうがいいんじゃないかとかさまざまな意見が出されたというふうに思っています。どういう経過で、どういうふうな形で決まったのかというのがなかなかわかりづらい形になっていますので、でき得れば、どこがどこの施設に申し込みをしてどこの施設に決まったという、どこの法人に決まったというような内容のことがわかるような一覧表もあわせて資料請求できないものかお聞きしたいんですが。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回の応募に関しては、憩寿園のみが複数の法人から無償譲渡の希望がありました。あとは1法人から1施設ということで、今回選定の複数の応募があったのは1施設ということでございまして、この資料につきましては、そうすれば選定結果報告書について、皆様に資料提供したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） すみません、鶴寿苑のこの117号に入ってしまったので、非常にまたがってしまって申しわけないんですが、今お聞きしてちょっと驚きました、憩寿園しかなかったという段階で。通常、想定していたのはおおよそ余りにも違い過ぎるなというのが一つです。正直な話、違和感があるというのが今、感想です。

その中で、例えば社会福祉法人、今回無償譲渡する相手というのは、今まで市が指定管理していた社会福祉法人にしか多分そういうような案内が行かなかったというか、公募の中でのやりとりがその枠の中で限られていたからこうなったのかどうかということも含めまして、そのあたりもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回の無償譲渡に関しましては、市内の高齢者福祉施設を運営している社会福祉法人全てに対して公募の説明会等をいたしました。それで、市内には7つの法人がございます。この中で、今回譲渡の相手方となったのは3法人ということでございます。それで、事前に、現在指定管理している以外の法人に関しても、また別個に集まっていただいて、こういう形で市では譲渡を考えて

いるということで説明会をいたしましたし、全ての法人が集まった説明会も実施いたしました。最終的に、さまざまな法人がやはり地元の施設等をということで考えて動いたという、実際に各法人が、現場で現在指定管理している法人にその運営についての説明等、それから現場見学等はした法人はございます。ただ、最終的に複数応募があったのは1施設というような結果でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第36、議案第118号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第118号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、平成20年7月1日から指定管理している横手市特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市増田町増田字七日町177番地、横手市特別養護老人ホーム、シルバードームいきいきの郷で、延べ床面積が2,875.35平方メートルでございます。この建物のほか、附帯設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市横山町1番1号、社会福祉法人ファミリーケアサービス、理事長品川信良氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第119号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第119号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、平成21年4月1日から指定管理している横手市特別養護老人ホームすこやか大雄の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市大雄字八柏谷地103番地1、横手市特別養護老人ホームすこやか大雄で、延べ床面積が3,250.50平方メートル、この建物のほか、附帯設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市横山町1番1号、社会福祉法人ファミリーケアサービス、理事長品川信良氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第38、議案第120号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第120号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、平成21年4月1日から指定管理している横手市特別養護老人ホーム平寿苑の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市平鹿町浅舞字館廻353番地、横手市特別養護老人ホーム平寿苑で、延べ床面積が4,760.90平方メートル、この建物のほか、附帯する設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市卸町5番10号、社会福祉法人横手市社会福祉協議会、会長佐々木義広氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 質問というよりも確認という意味もありますので、附帯設備、あるいは構築物あるいは備品というふうな表記がされていますけれども、特に附帯設備というのはどこまでを言っているのか、その中身について説明していただければと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 今回の平寿苑の場合については、特養の条例で規定しておりますけれども、

この中には特別養護老人ホームの50人の定員のものと老人デイサービスセンター、それから老人短期入所施設、それから軽費老人ホーム、平寿苑の場合はこれを全て含めて譲渡ということでございます。

あと、こういったものに附帯するさまざまな、例えば貯水槽であるとか変圧器であるとか、そういう全て、外部のそういう設備も含めてというような意味でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 地元なものですから、中身はある程度、設備的なものはわかるんですけども、例えばあの平寿苑には、建物施設の横に散策路的なミニ公園といますか、そういうものもついているはずですよ。そういうのは附帯設備の中には入らないと考えてよろしいんでしょうか。あるいは、もう一つは来客用の駐車場、こういうものも附帯設備と考えなくもいいということでもよろしいんでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 土地につきましては、今回譲渡の対象から外しております。ですから、散策路につきましては、平寿苑の場合は、土地が市の所有の部分と、それから社会福祉協議会が所有している土地の部分もございまして。そうしたものがどういった土地の部分の形状で、その散策路がどういったところの土地にどうまたがっているか、今のところは私ちょっと詳しくは承知しておりませんが、現在、社会福祉協議会とその部分について詰めております。

ただ、構築物、例えば散策路であるとか、東屋がありましたが、そういったものについては、社会福祉協議会のほうで管理していただきたいというふうに現在思っております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） どれでもよかったんですけども、ちょっとこの無償譲渡の中で、もしかしたらという気になる案件がありましたので、個人的にです、ぜひ伺いたいと思いますが、いずれ法人に無償譲渡された物件というのは、法人がこの後運営管理していくわけなんです。ただ、今の状況はいいんですけども、今後、例えば5年、10年後に経営状態が余り芳しくないとか、それから施設が老朽化になって改築できないとか、絶対あると思うんです。そのときは勝手にこの施設はやめてもいいんですか。そのあたりの因果関係というか、ちょっと見えないうところがそこなんです、教えてください。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 市といたしましては、耐用年数の期間は、そういう本来の目的の特別養護老人ホームとしてこれを維持していただきたいというふうに考えております。

あと、その後、今後この譲渡の相手方が決まりますと、運営に関する協定書等を結びますので、少なくともまず10年の間についてはきっちり市が関与しながら、運営についても十分サポートしながら、途

中でそういった経営状態が思わしくなくなるような感じがないように指導も、お互い協議もしながら運営していくということでございますので、そういった協議していく中で、かなり老朽化している施設については、改築等も考えなければいけないというようなことにもなるというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 法人の中では老朽化等によって離脱する可能性もあるわけで、最低限の覚書、協定書があって、10年なり15年なり、あるいは今おっしゃったように、それなりの臨機にちゃんとやってもらって、それはそれでいいんですけども、最後に、この施設というのは、解体する場合はどこで解体するのですか、法人ですか、それとも市ですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 施設は譲渡しますので、ただ、今のところ解体のみというのは市としては考えておりませんが、それは法人で行うということになるというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第121号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第121号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、指定管理している横手市デイサービスセンター康寿館の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市条里二丁目2番17号、横手市デイサービスセンター康寿館で、延べ床面積515.78平方メートル、建物のほか、附帯設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市卸町5番10号、社会福祉法人横手市社会福祉協議会、会長佐々木義広氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第40、議案第122号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第122号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、指定管理している横手市デイサービスセンターふるさと館の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市上境字谷地中144番地1、横手市デイサービスセンターふるさと館で、延べ床面積が468.21平方メートル、この建物のほか、附帯設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市上境字館133番地5、社会福祉法人相和会、理事長萱森眞雄氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第41、議案第123号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第123号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、指定管理している横手市デイサービスセンター雄風荘の建物等を平成26年4月1日に社会福祉法人に無償譲渡するため、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡する財産は、横手市雄物川町今宿字末館47番地2、横手市デイサービスセンター雄風荘で、延べ床面積が441.16平方メートルの建物、このほか、附帯設備、構築物、備品が譲渡対象となっております。無償譲渡の相手方は、横手市卸町5番10号、社会福祉法人横手市社会福祉協議会、会長佐々木義広氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後 2 時 35 分といたします。

午後 2 時 2 4 分 休 憩

午後 2 時 3 5 分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 1 2 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第 42、議案第 124 号平成 25 年度横手市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第 124 号平成 25 年度横手市一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

それでは、補正予算の議案書 1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 億 2,112 万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 516 億 5,072 万 9,000 円に定めようとするものでございます。

次に、第 2 条、債務負担行為の補正でございますが、6 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為補正のとおり、国営かんがい排水平鹿平野二期地区事業に係る国営土地改良事業地元負担金繰上償還金を追加するものでございます。

次に、第 3 条、地方債の補正でございますが、7 ページをごらんいただきたいと思います。

第 3 表、地方債補正のとおり、地域総合整備資金貸付事業など 2 事業を追加し、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業など 3 事業を廃止し、8 ページをごらんいただきたいと思いますが、林道整備事業など 5 事業を変更するものでございます。

それでは、歳出の主な内容につきましてご説明いたしますので、17 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目企画費で、機能合体推進事業といたしまして 1,717 万 8,000 円を計上してございます。これは、県との機能合体推進による建設部の県平鹿地域振興局庁舎移転に係る諸経

費の補正でございます。

同じく、8目元気の出る地域づくり事業で685万8,000円を計上してございます。これは横手地域など6地域の追加事業費の補正でございます。

続いて、18ページをお開きください。

同じく、9目地域局費で、増田地域局管理費として588万1,000円を計上してございます。これは西成瀬地域センターの屋根等の補修工事費でございます。

同じく、10目電算情報管理費で、内部情報系運用管理として3,436万6,000円を計上しております。これは、市で活用しておりますパソコンソフトのサポート終了に伴うソフト更新のライセンス購入費並びにインストール作業経費の補正でございます。

同じく、10目でテレビ難視聴解消事業といたしまして820万3,000円を計上してございます。これは、難視聴解消事業に係る増田地域、湯ノ沢地区、共聴受信組合への補助金でございます。

次に、19ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費で、介護施設等緊急整備事業として419万4,000円を計上しております。これは小規模多機能型居宅介護事業所に対するスプリンクラー施設設備補助金でございます。

次に、同じく4目でございます。高齢者福祉費で、地域総合整備資金貸付事業といたしまして1億8,400万円を計上してございます。これは、横手地域赤坂地区へ創設予定の介護老人福祉施設整備事業に係る貸付金の補正でございます。

同じく、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、児童福祉総務費として2,488万6,000円を計上しております。これは、平成24年度分の保育所運営費負担金の確定に伴う国・県負担金、償還金などの補正でございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目環境衛生費で、浄化槽設置整備事業といたしまして2,374万2,000円を計上しております。これは、設置申し込み数の増加に伴う補助金の増額補正でございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。

5款労働費、1項労働諸費、2目勤労者等福祉施設費で、女性センターの再生可能エネルギー等導入事業を2,580万円減額してございます。これは、本導入事業の全体計画を見直しいたしまして、災害時に避難拠点施設となる小・中学校へ導入することで減額補正をお願いするものでございます。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費で、林道事業費として500万円を計上してございます。これは、山内地域の林道金山線の整備事業でございまして、県事業費の補正に伴う負担金の増額補正となっております。

続いて、22ページをお開きください。

7款商工費、1項2目商工業振興費で、工業振興費として2,110万円を計上してございます。これは、

企業振興条例に基づく横手工業団地の1社の用地取得奨励金の補正でございます。

同じく2目商工業振興費で、地域総合整備資金貸付事業といたしまして2億円を計上してございます。横手第二工業団地でことし11月末に操業開始を予定しております日本一フード秋田株式会社の工場建設整備に係る貸付金でございます。

続いて、23ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費、1項3目消防施設費で、消防施設整備事業といたしまして1,680万円を計上してございます。これは、平成26年度に更新予定である小型動力消防ポンプ10台、これを地域の元気臨時交付金の充当により前倒しで実施しようとするものでございます。

続いて、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で、公用車購入事業として3,109万3,000円を計上してございます。これも、平成26年度更新予定のスクールバス3台を地域の元気臨時交付金の充当により前倒しで実施しようとする補正でございます。

同じく、2項小学校費、1目学校管理費で、小学校管理費といたしまして1,574万4,000円を計上してございます。これは朝倉小学校借り入れ用地の土地購入費、醍醐小学校備品の購入経費などの補正でございます。

同じく、1目で、小学校統合事業といたしまして1,912万9,000円を計上してございます。これは、建設単価等の見直しによる建設工事費増額に伴う横手地区小学校統合事業の設計業務委託料の補正でございます。

少し飛びますが、26ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費で、道路橋りょう災害復旧事業といたしまして1,051万2,000円を計上してございます。これは、7月の豪雨による増田、大森、山内地域で発生いたしました災害等に係る道路復旧費の補正でございます。

続いて、13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費で、財政調整基金積立金といたしまして7億8,106万5,000円を計上してございます。これは、地方財政法の規定に基づき、平成24年度決算の確定による繰越金の2分の1の額を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページの事項別明細書、歳入表をごらんいただきたいと思います。

歳入のうち10款地方交付税でございますが、10億281万2,000円を計上してございます。これは平成25年度の普通交付税の決定によるものでございまして、平成25年度の普通交付税は203億5,281万2,000円でございます。平成24年度は205億4,852万円でございますので、1億9,570万8,000円の減となっております。

次に、14款国庫支出金では、4億7,683万9,000円を計上しております。これは地域活性化・地域の元気臨時交付金などでございます。

次に、19款繰越金でございますが、8億8,828万5,000円を計上してございます。これは24年度決算の確定によるものでございます。

続いて、21款市債では8,725万8,000円を計上してございます。これは、地域総合整備資金貸付事業、過疎対策事業債並びに緊急防災減災事業債への起債振り替え、そしてまた地域活性化・地域の元気臨時交付金の充実に伴う過疎対策事業債、合併特例債などの減額、ほかによるものでございます。

最後に、18款繰入金でございますが、財政調整基金から繰り入れを10億5,514万5,000円減額することなどにより収支の均衡を図っておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） この今日の補正の欄にも災害復旧費という項目出ておるわけなんですけれども、直接的にこの補正に関連しないお話になってしまいますが、先般19日未明から20日の早朝にかけて、平鹿町の吉田地区において農業施設等々の被害がございました。いろいろとお話伺ったんですが、行政側の対応としては、基本的には廃材等々の運搬か、あるいは焼却の支援、また資金的な問題ではマル農の利子補給というような形の支援が基本であろうというようなお話もお聞きしました。

確かに、2軒や3軒の農家の方々の被害ということになるんだろうと思います。ただ、大規模になると、いろいろな手だてをしようという動きも現実にはあるわけなんですけれども、横手市においては、雪対策ということで空き家対策、あるいは緊急の被害になった場合の災害に対する支援のありよう等いろいろな対応を今までもしてきたわけなんですけれども、基本的には、個人のことは個人で頑張ってもらおうというのが基本とだとは思っておりますが、やはり緊急に、しかも昨今しょっちゅう全国あっちこっちでも起きているこういう災害的なものが、やたら目についてきたわけです。それをただ個人対応でいいのかというと、いろいろと個人の力には限界があるという中で、何らかの対応を考えていってやらなければならない、そういうふうな自然環境の状況になっているのではないかなということをしみじみと感じたわけでございます。

そういう点で、何らかの対応ということはできないものか、そこら辺、何かお考えなのかどうか。多分情報は入ってきていると思いますので、そこら辺のこととあわせてお答えいただければと思います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 確かに議員がおっしゃいますように、大規模な災害等のときにはいろいろな補助の形が出てくるわけなんですけれども、今回のような限定的な災害につきましては、保険等の個人の対応になろうかと基本的には思っております。

ただ、今回の突風につきましては、秋田県内におきまして豪雨等あちこちで災害が発生してございます。その関係もございまして、秋田県のほうで今さまざまな形の補助制度を検討しているようでございます。そういう情報がございましたので、横手におきます突風につきましても、どうかその制度の中に

入れてほしいというような要望を現在しております。それが現実になりましたときには、いろいろな形の補助も可能になるのではないかと考えてございます。

○佐藤清春 議長 10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） こういう緊急的な災害という言い方が昨今あわない言葉なのかなというくらいあちこちで毎日のように起こっているわけです。やはり住民の方々に対しての安心・安全という中では、ある程度きめ細かなありようといいますか対応といいますか、そういうことの準備が行政にあるんですよというようなこともあってもいいんじゃないのかなというふうなことを昨今余計感じておるわけでございまして、そこら辺に対する対応をどうしようとかというお考えはないのでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 このたびの突風の災害でございますけれども、昨年の暴風のときにも実は所管、関係する部長たちが集まりまして、一番最初にその状況を把握しながら進めてきた経緯がございました。

それを踏まえまして、今回も被害の後、関連する部長が集まりまして、それに対する対応、それから今、産業経済部長が申しあげましたような方針で、今回はいわゆる制度的に設けてやるまでは、申しわけないけれども、今回は規模の問題、それから個人の財産での対応をしていただきたいということを踏まえまして、協議をして、一定の方向性を出して三役のほうに報告しながら進めてきた経緯がございません。

そういうような形で、今回の経験も生かしながら、まずはそれを情報を共有して、それに対する一定の方向性を検討しながら、すぐに対応できるような体制を今回改めて確認してございますので、そういう形の中で今後も進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成25年度横手市一般会計補正予算（第4号）は、28人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は、28人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の28人を議長が指名いたします。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第125号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第125号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,961万6,000円を追加し、総額をそれぞれ108億5,558万9,000円に定めようとするものでございます。このたびの補正予算は平成24年度介護保険事業の精算に伴うものでございます。

まず、歳入から説明いたしますので、2ページをごらんください。

上段、歳入、3款国庫支出金に147万1,000円を計上しております。これは前年度の介護給付費負担金の追加交付分でございます。

9款繰越金には2億6,814万5,000円を計上しております。これは前年度の決算による繰り越しでございます。

下段の歳出でございますけれども、下のほうの5款諸支出金では、1項償還金及び還付加算金に1億4,060万5,000円を計上しております。これは、前年度の超過交付となった介護給付費負担金、地域支援事業交付金などについて、国・県及び支払基金に返還するものでございます。

同じく、2項繰出金では3万9,000円を計上しております。これは前年度の精算により事務費を一般会計に返還するものでございます。

また、上段、3款基金積立金では、繰越金などから償還金、繰出金を差し引いた1億2,897万2,000円について介護保険給付準備基金に積み立てし、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第44、議案第126号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第126号平成25年度横手市市営温泉施設特別

会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,151万7,000円に改めようとするものでございます。

歳出について説明しますので、5 ページをお開きください。

1 款施設経営費、1 項施設経営費、3 目ゆっふる経営費で、男子サウナ室の天井の破損に伴います修繕に要する経費を計上してございます。

歳入について説明しますので、上段をごらんください。

4 款繰越金によりまして、歳入歳出の均衡を図ってございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第45、議案第127号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第127号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたしますので、補正予算書の1 ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,980万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,559万6,000円に改めるものでございます。

第2条では、地方債の補正について定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

都市計画事業債について、補正後の限度額を2,300万円に改めてございます。

それでは、歳出についてご説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

1 款1 項3 目三枚橋地区土地区画整理事業費において4,980万円を減額し、補正後の額を1億9,329万5,000円に改めております。これは、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴う事業費の減額及び基幹事業ほか各事業間の事業調整を行ったものでございます。

次に、歳入の内訳であります。6 ページに戻っていただきたいと思っております。

1 款国庫支出金で5,380万円を減額、6 款市債では4,460万円を減額しております。これらは交付金の減額内示変更に伴うものであります。これらにより生じた不足額につきましては、4 款繰越金に前年度

繰越金4,860万円を増額し、事業費の調整を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第46、議案第128号平成25年度横手市館合財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。雄物川地域局長。

○杉山哲 雄物川地域局長 ただいま議題となりました議案第128号平成25年度横手市館合財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に374万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を424万2,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたします。5ページをごらんください。5ページの下の歳出の欄であります。

2款2項1目財産管理費であります。補正額は374万2,000円で、これは森林環境保全整備事業で収入間伐事業を実施するものであります。間伐する面積は7.25ヘクタールでありまして、あわせて作業道の開設、650メートルも実施しようとするものであります。

次に、この事業を実施するに当たっての財源であります。同じく5ページの上段になります。歳入の欄であります。

1款1項1目不動産売払収入として立木の売払収入131万5,000円、それから4款1項1目、県の補助金になりますけれども、林業費補助金242万7,000円を見込んでおります。なお、間伐予定地は大森町八沢木字沢田地内でありまして、樹種は杉であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第47、議案第129号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第129号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第2款、市立大森病院につきまして、資本的支出におきまして建設改良費に6,006万3,000円を増額しております。これは、患者さんからの要望に対応するため、耳鼻咽喉科を新たに設置し、当科の治療ユニット、ビデオスコープシステム等一式を購入しようとするものでございます。

また、現在の内科の標榜をよりわかりやすくするために、新たに3科を内科より分離して標榜するための医療情報システムの改修経費等を計上しております。この財源といたしまして、資本的収入で企業債に6,000万円を増額しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億6,139万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

2ページをごらんください。

第3条は、起債の限度額を改めるもので、市立大森病院におきまして、医療機器整備事業と医療施設整備事業の限度額を変更しております。

第4条は、重要な資産の取得を定めるもので、市立大森病院におきまして、耳鼻咽喉科用医療機器について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明27日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時06分 散 会